

# 綿 ス フ 織物情報

2019年(令和元年) 9月号 Vol. 1842

発行所: 一般財団法人 日本綿スフ機業同交会  
東京都港区西麻布 1-8-7 綿工連会館 2F  
TEL(03)3403-9671 FAX(03)3403-9679  
URL : <https://www.jcwa.jp/>

## 主 な 内 容

2018年度における下請代金支払遅延防止法の運用状況／消費税率引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について／「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」の周知等について／第129回繊維通商問題委員会開催／2020年(令和2年)度経済産業施策・予算概算要求概要／2020年度税制改正に関する経済産業省要望概要／EPA・TPPの動向／特許公開情報

### ●2018年度における下請代金支払遅延防止法の運用状況

中小企業庁は、下請取引の適正化に向けた取組として、平成28年9月に発表した「未来指向型の取引慣行に向けて」のもと、「下請代金法の調査・検査の重点化」に対応し、平成30年度では、親事業者への立入検査、下請Gメンの活用などにより下請法を運用し、違反行為に対して厳正に対処しているが、8月16日、平成30年度における下請法の運用状況、下請かけこみ寺事業の実施状況、取引条件改善に向けた取組について取り纏めた。

#### 1. 下請法の執行状況

中小企業庁として親事業者・下請事業者あわせて約24万5千社に対し書面調査を行い、当該調査の結果、違反のおそれのある親事業者830社に立入検査等を行い、うち738社に対して書面による改善指導を行った。また、業種別による下請法違反の状況をまとめた。

#### 2. 下請かけこみ寺事業の実施状況

中小企業が抱える取引上の悩み相談を受け付ける「下請かけこみ寺」(全国47都道府県に設置)では、相談員による相談受付8,381件、弁護士による無料相談513件及び裁判外紛争解決手続(ADR)の調停申立18件の案件に対応した。また、下請取引適正化を推進するため、講習会、下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー2018、価格交渉サポートセミナーの開催を行った。

#### 3. 取引条件改善に向けた取組

取引条件の改善等、中小企業・小規模事業者を取り巻く諸課題に対応する為、平成29年9月に「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」を内閣官房副長官の下に設置して、省庁横断的に必要な検討を行っている。また、取引調査員(下請Gメン)を配置し、全国の下請中小企業を訪問して、4,571件のヒアリングを実施。ヒアリングで

聞き取った内容については、秘密保持を前提として必要に応じ、国の基準改正や業界団体にフィードバック等を行うなど改善につなげるとともに、下請法違反の疑いがある場合には検査に移行するなど、適正取引に向けた取組を強く促していく。

※参考資料「平成 30 年度における下請取引の適正化に向けた取組等について」

<https://www.meti.go.jp/press/2019/08/20190816003/20190816003-01.pdf>

## ●消費税率引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

公正取引委員会及び中小企業庁は、本年10月の消費税率引上げに当たって中小企業等が適正かつ円滑に税率引上げ分を転嫁できるよう周知・広報や調査の強化を講じるなど転嫁対策をより一層強化していく。

### ○消費税転嫁対策特別措置法における遵守事項

消費税転嫁対策特別措置法では、特定事業者が特定供給事業者に対して消費税の転嫁を拒否する行為が規制対象になっている。

#### 1. 特定事業者と特定供給事業者

	特定事業者（転嫁拒否をする側） 【買手】	特定供給事業者（転嫁拒否をされる側） 【売手】
①	大規模小売事業者	大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する場合における当該商品又は役務を供給する事業者
②	法人である事業者であって、右欄に掲げる事業者から継続して商品又は役務の供給を受けるもの (大規模小売事業者を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人である事業者</li> <li>・人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。）である事業者</li> <li>・資本金の額又は出資の総額が3億円以下である事業者</li> </ul>

#### 2. 特定事業者の遵守事項 特定事業者は以下に掲げる行為を行ってはいけない。

##### (1)減額

商品又は役務について、合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減じて支払うこと。

##### (2)買いたたき

商品又は役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定めること。



(3) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請

商品又は役務について、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せする代わりに、特定供給事業者の商品を購入させ、役務を利用させ又は経済上の利益を提供させること。

(4) 本体価格での交渉の拒否

商品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒むこと。

(5) 報復行為

上記(1)から(4)に掲げる行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対し、その事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

(経産省・公正取引委員会要請文書(6月27日)より抜粋)

[https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190627005/20190627005\\_01.pdf](https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190627005/20190627005_01.pdf)

## ●「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」の周知等について

令和元年6月14日、公正取引委員会が公表した、独占禁止法の優越的地位の濫用行為又は下請法違反行為の未然防止の取組の一環として「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」について、8月26日付で経産省より製造業関係団体に対して会員に向けた周知徹底依頼文書が発出された。

本調査は、公正取引委員会が有識者から「優越的な地位にある事業者が取引先の製造業者からノウハウや知的財産権を不当に吸い上げている」といった指摘が複数寄せられていることを踏まえ実施したもの。

調査結果として、①ノウハウの開示を強要される、②名ばかりの共同研究を強いられる、③特許出願に干渉される、④知的財産権の無償譲渡を強要される等のこれまであまり知られてこなかった多数の事例が報告された。

この度、調査結果を踏まえ、公正取引委員会、経済産業省、特許庁及び中小企業庁より製造業者のノウハウ・知的財産権に係る優越的地位の濫用行為等の未然防止のための対応依頼の連絡があった。

○経産省よりの依頼文書

<https://fisp.a.gr.jp/wp/wp-content/uploads/tizaiken.pdf>

○公正取引委員会の報告

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190614.html>

## ●第129回繊維通商問題委員会開催

8月8日(木)、織産連の第129回繊維通商問題委員会が東京の繊維会館において開催された。当日は(1)輸出貿易管理令の改正について、(2)日本の繊維貿易の現況について(2019年1-6月期、2019年6月・織産連説明)、(3)各国とのEPA交渉状況について(経産省説明)、夫々説明と意見交換が行われた。

### 1. 輸出入全般の動向

2019年1-6月期の繊維貿易

	円ベース		ドルベース	
	百万円	前年同期比(%)	百万ドル	前年同期比(%)
輸出	439,138	100.7	3,990	99.3
輸入	1,973,242	100.1	17,931	98.8

①2019年6月単月に関しては、輸出は円ベースで80,549百万円(前年同月比97.9%)、輸入は円ベースで274,509百万円(前年同月比91.3%)。

②2019年1-6月累計の繊維品別輸出入実績に関しては、輸出(円ベース)の前年同期比は繊維原料は102.5%、糸類(紡績糸・合繊糸)は92.1%で、うち綿糸は89.9%、毛糸は105.6%、合繊糸は91.5%。織物は100.5%で、うち綿織物は91.9%、毛織物は99.4%、合繊織物は104.3%。二次製品は103.0%。輸入(円ベース)の前年同期比は繊維原料は97.4%、糸類(紡績糸・合繊糸)は96.3%で、うち綿糸は93.7%、毛糸は96.8%、合繊糸は99.8%。織物は103.7%で、うち綿織物は92.5%、毛織物は114.8%、合繊織物は109.5%。二次製品は100.2%。

### 2. 各国・地域別輸出入の動向

#### ①輸出(2019年1-6月累計)

I. 2019年1-6月の前年同期比(円ベース)は、東南アジア(中国含む)向けは99.6%、欧州106.3%。

II. アジアにおいては中国が97.4%。シェアは28.4(前年同期比-0.9ポイント)。アセアン主要国は前年同期比でインドネシアが96.5%、タイ88.2%と減少、ミャンマー113.6%、ベトナム105.8%、カンボジア114.1%と伸びている。アセアン全体では101.0%でシェアは25.6%(前年同期比+0.1ポイント)と微増。なかでもベトナムのシェアは12.6%(前年同期比+0.6ポイント)と安定している。アセアン以外では、バングラデシュが110.3%。台湾は114.0%。欧州ではドイツが124.5%と継続して伸びている。

III. 米州は103.0%、シェアは10.6%で前年同月比+0.2ポイント。

#### ②輸入(2019年1-6月累計)

I. 2019年1-6月累計の前年同期比(円ベース)は、東南アジア(中国含む)が99.8%、





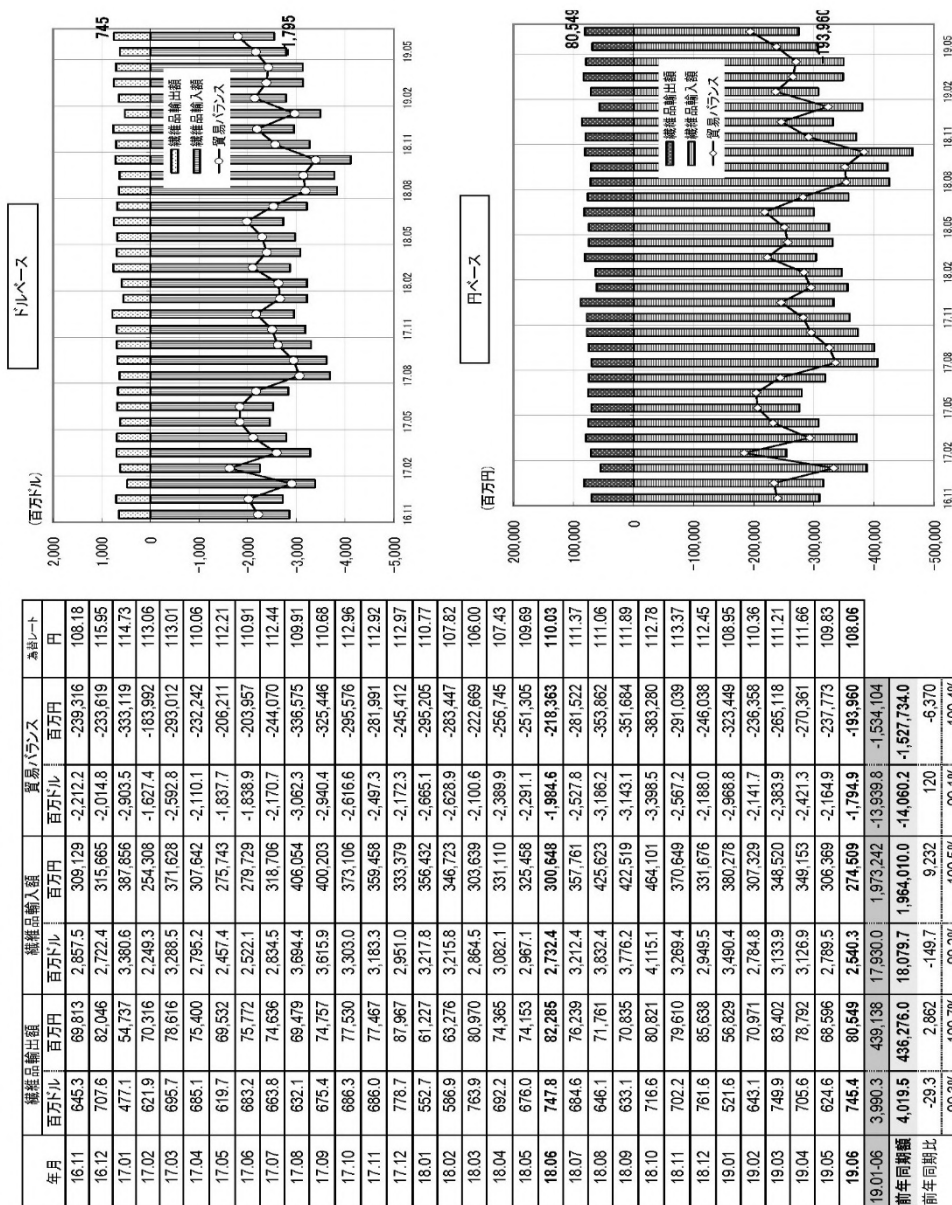
米州104.8%、欧州104.3%。

II.アジアでは中国が95.6%、シェアは54.2%(前年同期比-2.6ポイント)と減少が続く。

III.アセアン全体では107.0%。主要国はベトナム109.0%、インドネシアが96.3%、カンボジアが112.0%、マレーシアが104.9%、ミャンマー121.4%、インド108.2%。アセアンのシェアは27.9%(前年同期比+1.8ポイント)と続伸。ベトナムのシェアは13.0%(前年同期比+1.1ポイント)。アセアン以外では韓国102.1%、台湾94.0%、バングラデシュ110.8%と堅調。

次回の繊維通商問題委員会は9月26日(木)開催予定。

輸出入動向



繊維品輸出総括表6月実績、1-6月対比

品目	単位	2018年1~6月			2019年1~6月			前年同期比(%)			2019年6月			前年同月比(%)		
		数量	千ドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円
繊維原料	トン	242,344	473,911	51,443	252,156	479,079	52,710	104.0	101.1	102.5	51,241	90,581	9,788	110.4	100.9	99.1
合繊短繊維	トン	91,896	372,207	40,399	87,802	365,833	40,256	95.5	98.3	99.6	17,244	72,021	7,783	99.2	102.4	100.6
セルロース短繊維	トン	7,443	34,269	3,720	10,376	43,178	4,750	139.4	126.0	127.7	1,004	4,026	435	68.5	58.7	57.6
糸類	トン	66,585	571,883	62,064	57,301	519,204	57,150	86.1	90.8	92.1	10,346	90,303	9,758	89.6	92.4	90.7
毛糸	トン	188	7,038	765	193	7,323	807	102.9	104.0	105.6	43	1,547	167	86.0	84.5	83.1
絹糸	トン	1,932	13,518	1,467	1,651	11,985	1,318	85.5	88.7	89.9	473	2,839	307	160.9	143.6	141.5
合繊糸	トン	55,164	413,532	44,871	46,947	372,789	41,036	85.1	90.1	91.5	8,430	64,920	7,015	88.3	92.2	90.6
セルロース繊維糸	トン	6,597	87,790	9,532	5,692	77,550	8,532	86.3	88.3	89.5	944	12,676	1,370	80.3	82.1	80.6
織物類	千㎡	407,621	1,206,947	130,984	401,586	1,196,303	131,676	98.5	99.1	100.5	73,205	229,766	24,828	97.5	97.3	95.6
綿織物	千㎡	56,221	218,905	23,749	50,582	198,122	21,830	90.0	90.5	91.9	8,157	33,078	3,574	83.8	82.5	81.0
絹織物	千㎡	2,433	24,132	2,617	2,413	21,673	2,386	99.2	89.8	91.2	389	3,548	383	85.5	84.0	82.4
毛織物	千㎡	8,374	82,742	9,015	7,642	81,561	8,960	91.3	98.6	99.4	1,876	22,456	2,427	76.1	82.2	80.7
合繊織物	千㎡	287,339	666,981	72,362	286,746	686,023	75,504	99.8	102.9	104.3	52,536	133,292	14,403	100.1	106.2	104.3
セルロース繊維織物	千㎡	24,319	110,990	12,040	22,919	103,590	11,409	94.2	93.3	94.8	4,003	17,523	1,894	89.7	89.2	87.6
二次製品	トン	95,942	1,766,814	191,784	99,641	1,795,669	197,601	103.9	101.6	103.0	17,745	334,759	36,174	99.6	103.3	101.4
衣類	トン	1,943	294,961	32,023	2,141	332,379	36,561	110.2	112.7	114.2	396	61,405	6,635	104.5	116.4	114.3
その他	トン	93,999	1,471,852	159,762	97,500	1,463,290	161,040	103.7	99.4	100.8	17,347	273,354	29,539	99.5	100.7	98.9
総計	トン	461,689	4,019,556	436,276	464,072	3,990,255	439,138	100.5	99.3	100.7	89,405	745,409	80,549	103.3	99.7	97.9

(注)1. 「繊維品」の範囲は統計分類1404.20.4015.4203.4303.4304.50~63(EX.5604).65.7019.12.7019.19200.7019.19900.7019.40~59である。  
2. 糸類には人造繊維の長繊維糸(小売用)(5406.00-000)を含む。

繊維品輸入総括表6月実績、1-6月対比

品目	単位	2018年1~6月			2019年1~6月			前年同期比(%)			2019年6月			前年同月比(%)		
		数量	千ドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円
繊維原料	トン	153,039	360,100	39,128	141,013	346,151	38,094	92.1	96.1	97.4	20,768	51,674	5,584	87.1	86.1	84.6
まゆ・生糸	トン	289	15,743	1,716	201	10,722	1,180	69.5	68.1	68.7	20	1,189	128	62.5	64.6	63.4
羊毛等	トン	6,095	74,803	8,124	5,987	85,684	9,435	98.2	114.5	116.1	877	12,675	1,370	96.0	100.9	99.1
綿花	トン	54,177	88,097	9,572	45,955	73,128	8,048	84.8	83.0	84.1	7,060	10,816	1,169	86.5	76.8	75.4
合繊短繊維	トン	43,818	94,680	10,289	44,273	96,293	10,591	101.0	101.7	102.9	6,821	15,250	1,648	98.4	90.6	88.9
セルロース短繊維	トン	8,301	19,811	2,151	8,037	18,853	2,077	96.8	95.2	96.6	940	2,374	257	72.9	73.4	72.2
糸類	トン	149,036	622,595	67,698	139,776	592,410	65,164	93.8	95.2	96.3	21,008	89,120	9,630	82.4	82.4	80.9
毛糸	トン	3,394	77,013	8,374	2,959	73,680	8,110	87.2	95.7	96.8	368	10,272	1,110	60.9	69.7	68.4
絹糸	トン	594	35,148	3,818	510	26,581	2,924	85.9	75.6	76.6	76	4,303	465	84.4	78.0	76.6
綿糸	トン	27,999	114,339	12,437	25,074	106,019	11,659	89.6	92.7	93.7	3,702	15,361	1,660	81.3	81.1	79.7
合繊糸	トン	106,415	344,435	37,448	102,069	339,641	37,362	95.9	98.6	99.8	15,274	50,652	5,474	82.2	85.0	83.5
セルロース糸	トン	7,509	35,528	3,864	6,209	29,004	3,188	82.7	81.6	82.5	1,095	4,981	538	90.5	82.2	80.7
織物類	千㎡	478,723	700,386	76,154	482,441	718,202	78,972	100.8	102.5	103.7	69,976	124,113	13,412	88.8	88.2	86.5
綿織物	千㎡	131,589	132,136	14,370	114,703	120,837	13,293	87.2	91.4	92.5	15,195	17,557	1,897	76.7	85.1	83.6
絹織物	千㎡	2,146	23,111	2,517	1,920	19,092	2,098	89.5	82.6	83.3	363	3,683	398	100.3	83.2	81.7
毛織物	千㎡	9,408	94,477	10,265	9,917	107,572	11,810	105.4	113.9	114.8	2,342	26,439	2,857	97.5	108.5	104.6
合繊織物	千㎡	275,699	294,865	32,054	301,032	318,997	35,087	109.2	108.2	109.5	44,770	52,100	5,630	99.7	102.9	101.0
セルロース織物	千㎡	43,632	27,357	2,977	39,371	27,757	3,052	90.2	101.5	102.5	5,149	4,523	489	60.5	104.4	102.5
二次製品	トン	971,442	16,463,692	1,788,317	977,988	16,273,279	1,791,013	100.7	98.8	100.2	143,293	2,275,431	245,883	96.5	93.3	91.7
衣類	トン	506,974	13,582,530	1,475,229	503,736	13,308,805	1,464,890	99.4	98.0	99.3	67,651	1,803,989	194,939	92.0	91.4	89.8
その他	トン	464,467	2,881,163	313,088	474,251	2,964,474	326,123	102.1	102.9	104.2	75,642	471,442	50,944	100.9	101.6	99.8
総計	トン	1,375,722	18,146,774	1,971,298	1,362,439	17,930,042	1,973,242	99.0	98.8	100.1	201,247	2,540,338	274,509	93.6	93.0	91.3

(注)1. 「繊維品」の範囲は統計分類1404.20.4015.4203.4303.4304.50~63(EX.5604).65.7019.12.7019.19090.7019.40~59である。  
2. 糸類には人造繊維の長繊維糸(小売用)(5406.00)を含む。



## ○韓国向け輸出管理運用の見直し（韓国に関する輸出管理上のカテゴリーの見直し）

「ホワイト国」とは、輸出管理に関する法制度が整備され適切に運用されていると日本が認める国。このホワイト国という呼称は、今回国別カテゴリーの見直しを行うことから今後「グループA」の呼称を使用。この「グループA」の国々には安全保障を目的とした輸出管理制度において個別輸出許可申請の免除、非リスト規制品について輸出許可不要などの優遇措置を与えている。

日本政府は、8月2日に韓国をホワイト国つまり「グループA」から除外することを閣議決定した。これでグループAは26か国となった。

### 国別・品目別許可手続き(政令改正後)

国別・品目別の個別の事情がある場合、この整理によらない場合もある。

品目 国別カテゴリー	キャッチオール 規制	リスト規制	
		一般包括*	個別許可 (原則、本省等)
グループA (輸出令別表第3の国・地域)	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般包括*</li> <li>特別一般包括**</li> <li>個別許可(原則、地方局等)</li> </ul>	個別許可 (原則、本省等)
グループB (輸出管理レジームに参加し、一定要件を満たす国・地域)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別一般包括 (韓国向け3品目を除く)</li> <li>個別許可(原則、地方局等)</li> </ul>	個別許可 (原則、本省等)
グループC (グループABDのいずれにも該当しない国・地域)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別一般包括</li> <li>個別許可 (原則、地方局等)</li> </ul>	個別許可 (原則、本省等)
グループD (輸出令別表3の2、別表4の国・地域 (いわゆる「懸念国」))	○	個別許可 (原則、本省等)	

機微度 →

↑ 輸出管理制度運用等

\* 一般包括許可：  
取得した企業は、個別許可の取得が不要となる。取得にあたって、輸出管理内部規定の整備は不要。

\*\* 特別一般包括：  
取得した企業は、個別許可の取得が不要となる。取得にあたって、輸出管理内部規定の整備等が要件。

● 2020年(令和2年)度経済産業施策・予算概算要求概要

令和2年度 経済産業省関係 概算要求のポイント 括弧内は令和元年度当初予算額

	一般会計(エネ特繰入除く)				エネルギー対策特別会計				特許特別会計	合計
	うち、中小企業 対策費	うち、科学技術 振興費	うち、その他		うち、エネルギー 需給安定	うち、電源開発 促進助定	うち、原子力 需給安定			
令和2年度 概算要求予算額	4,280	1,386	1,463	1,431	8,362	6,572	1,734	56	1,650	14,292
令和元年度 当初予算額(臨時・特別の措置を除く)	3,550	1,117	1,079	1,354	7,230	5,469	1,705	56	1,641	12,421
対前年度増減率	20.6%	24.1%	35.6%	5.7%	15.7%	20.2%	1.7%	0.0%	0.5%	15.1%

※エネルギー対策特別会計は、一般会計からの繰入に加え、石油石炭税及び電気料金増徴の徴収増収額と令和元年度当初予算におけるエネルギー対策特別会計への繰入増額等との差額等について加算。※加算増入の結果、合計が一致しない場合がある。

I. 最重要課題：廃炉・汚染水対策／福島復興・再生 [1,236億(1,078億)]

※一部東日本震災復興基金(復興債) 事務財

(1) 廃炉・汚染水対策 廃炉の早期実現に向けた研究開発支援。

(2) 福島の復興・再生 被災地の再建や、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積。

II. 大きな変化への対応

1. デジタル経済の進展への対応

- ① Connected Industriesの実現 [422億(321億) + IPA交付金62億(46億)の内訳]
  - 異なるシステムが連携する際の共通技術仕様書(アーキテクチャ) 認証を官民一体で実施する体制を整備。戦略的システム間連携や最先端技術の活用によるシステム構築を支援。
  - Connected Industriesを支える人工知能・ロボット・センシング等の基盤技術の開発・実証を推進。
- ② 官民デジタルトランスフォーメーション [42億(33億) + IPA交付金62億(46億)の内訳]
  - 法人行政手続や民間業務のデジタル化を推進するとともに、データ利活用のプラットフォームを構築。
  - EBPM(証拠に基づく政策立案)やナッジ(行動変容手法)等の行政効果・効率を高める手法を推進。

2. 自由で公平な通商・貿易の推進 [246億(220億) + JETRO交付金271億(250億)]

- ・ 相互補完的な経済力関係の強化やTPA協力を推進。また、イノベーションを促した気候変動対策等を推進。

III. 新たな経済産業政策の要点

1. 新たな価値を生むプレーヤー市場の創出 [120億(75億)]

- ・ J-Startup企業を中心としたスタートアップへの支援(国内外展開、量産・事業化等)を通じて、国内外のリスクマネー供給や、先行者による後進の育成などが連続的に行われるスタートアップ・エコシステムの構築を推進。

2. 安全保障と一体となった経済強化

- (1) 技術管理の最適化 [23億(11億)]
  - ・ 日本の安全保障と経済に不可欠な重要技術に関する情報収集や管理体制を強化。
- (2) データ処理・管理・通信の信頼性確保 [196億(163億)]
  - ・ 中小企業を含めたグローバルサプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ確保を推進。
  - ・ 半導体産業等の産業基盤を強化するため、AIチップ開発を促進。

IV. 新たな成長モデルの創出を支える基盤の整備

1. 大改革を実現する人づくり

- (1) 第四次産業革命を進める人材育成 [48億(11億)]
  - ・ STEAM<sup>(\*)</sup>学習コンテンツの開発やEdTech<sup>(\*\*)</sup>の推進を通じ、新しい学びの環境づくりを推進。
  - ・ 企業へのAI/IT導入を進められる人材を育成。
- (2) 明るい社会保障改革の実現 [30億(19億)]
  - ・ 事業化支援やヘルスケアデータの標準化等を進め、優れた民間予防・健康サービスの創出を促進。

2. イノベーションを生み出す環境整備

- (1) 研究者の育成・魅力向上 [68億(17億)]
  - ・ 大学の技術シーズや有望な若手研究者を発掘・育成。
  - ・ 研究開発型スタートアップの技術開発や事業化をバズオンで支援。
- (2) Society5.0実現の研究開発・社会実装 [871億(621億)]
  - ・ 自動走行・MaaS<sup>(\*\*\*)</sup>に関する研究開発や社会実装を推進。
  - ・ 高齢者の移動手段多様化への対応(超小型EVの導入支援)。
  - ・ Society5.0を支える革新的な基盤技術群に関する研究開発を推進。

3. 人口減少時代の地域・中小企業政策

- (1) 個社の成長の徹底支援 [531億(325億) + JETRO交付金271億(250億)の内訳]
  - ・ 第三者承継、第二創業・ベンチャー型事業承継、経営資源引継ぎ型の創業への支援重点化を通じて、事業承継・創業を後押し。また、事業承継時の経営者保証解除に向けた支援を強化。
  - ・ 「ものづくり・商業・サービス補助金」「自治体持続化補助金」「IT導入補助金」による中小企業の生産性向上。
  - ・ 新輸出大国コンソーシアムを中心とした中堅・中小企業の海外展開を支援。加えて、海外の主要ECサイトでの販売を拡大するとともに、クラウドファンディングなどの民間の新たな販路の活用も推進。
  - ・ 下請GMによる下請事業者へのアノン結果や産案分析等を通じて、中小企業の更なる取引条件の改善を推進。
  - ・ よろず支援拠点や商工会等による働き方改革を含む経営相談の実施や、専門家派遣による知見・戦略構築を支援。
- (2) 地域の確力強化 [235億(192億)]
  - ・ 地域中核企業とその候補である地域未来牽引企業等への研究開発や販路開拓の支援を充実。
  - ・ 大阪・関西万博の情報発信や、魅力的な地域・コンテンツ作りを進めることを通じて、インバウンドの拡大を進める。

※1 STEAM教育: 科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、芸術(Art)、数学(Mathematics)を活用した文理融合の課題解決型教育。  
 ※2 EdTech: Education(教育)×Technology(科学技術)を掛け合わせた造語。AI、IoT、VR等のテクノロジーを活用した革新的な能力開発技法。  
 ※3 MaaS: Mobility as a Service/略称。IoT/AIを活用した新しいモビリティサービス。

V. 日本経済の土台となるエネルギー安全保障の強化

(1) エネルギー転換/脱炭素化 [3,695億(2,847億)]

- ・ 燃料電池自動車や水素ステーションの支援拡大。次世代燃料電池の低コスト化・高効率化等の技術開発・実証。
- ・ 火力発電所等から回収したCO<sub>2</sub>のバイオ燃料化や化学品製造等カーボンサイクル技術の開発加速。
- ・ 再エネ主力電源化に向けた超軽量太陽電池や高効率蓄電池等の革新技術開発。洋上風力の事業化支援、電動車を需給調整に本格活用するための実証や、災害に強い地域分散型エネルギーシステムの構築支援。

(2) [安全・安心]の確保/レジリエンス強化 [4,667億(4,383億)]

- ・ 石油・天然ガス・金属鉱物の供給源多角化に向けた、JOGMECによるリスクマネー供給の強化やメタンハイドレート等の国産資源開発、レアメタルレアアース探査等の推進。
- ・ 製油所やガリンスタンド等への災害時に備えた自家発電設備の導入等を支援。
- ・ 技術・人材等の原子力産業基盤全体の維持・強化、原子力立地地域の地域復興を拡充。

※以上のほか、臨時・特別の措置として、消費税率引上げに伴う需要平準化対策や国土強靭化対策を事項要求。



## 令和2年度 経済産業政策の重点

- 日本が対応すべき2つの大きな変化は、**既存のビジネスモデルが通用しないデジタル経済の進展**と、**米中対立をはじめとする世界政治経済の混乱**。これらへの着実な対応なしに日本経済を更なる成長につなげることはできない。
- その上で、日本の産業界が付加価値を高め、新たなビジネスが生まれる好循環を実現するため、**①大企業からのリソース開放による新たな成長モデルの創出**と、**②安全保障と一体となった経済強靱化政策を両輪で進める**ことに経済産業政策の力点を置く。

### 最重要課題：廃炉・汚染水対策／福島復興・再生を着実に進める

#### 2つの大きな変化への対応

デジタル経済の進展への対応	米中対立をはじめとする世界政治経済の混乱への対応
<b>(1) デジタル化・データ活用によるビジネスモデルの転換</b> > 官民デジタル・トランスフォーメーション/データ連携の参照設計/Connected Industries実現	<b>(1) 自由で公平な通商ルールの推進/ルールベースの米中橋渡し</b> > 市場歪曲的措置・保護主義的措置の是正(日米欧、G7/20、WTO、APEC等の活用) > EPAネットワークの拡大(CPTPP、RCEP等)/ルール整備の原則(債務持続可能性等)の国際展開
<b>(2) デジタル技術の進展に合わせたルール整備</b> > 信頼性のある自由なデータ流通(データ・ガバナンス・フレームワーク)に向けた国際連携の推進 > デジタル時代の公正・透明な市場環境整備/デジタル技術を活用した規制の再構築	<b>(2) ビジネス主導のイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現</b> > 企業の競争力の源泉としての気候変動対策(イノベーション、民間資金の誘導、国際展開)

### 日本の産業界が付加価値を高め、新たなビジネスが生まれる好循環を実現するための経済産業政策の2つの力点

①新たな成長モデルの創出	②安全保障と一体となった経済強靱化政策
日本経済の復活の鍵は、大企業・公的セクターからのヒト・モノ・カネの開放。開放されたリソースによる新たなビジネスの創出や企業の枠を超えた挑戦を後押しする。 <b>(1) 「自前主義・囲い込み型」から、「開放型・連携型」の組織運営への移行</b> > 兼業・副業の促進/資金の豊富な大企業によるベンチャー等への投資促進/事業再編の円滑化 <b>(2) 新たな価値を生むプレーヤー・市場の創出</b> > J-Startup企業の徹底支援によるスタートアップ・エコシステム強化/国内外のリスク供給強化 > 国際標準を活用した新市場創出/新興国企業との共創による新事業創出	安全保障と経済(産業)を一体的に捉え、様々な外的環境変化に柔軟に対応できる経済システムを構築する。 <b>(1) 経済安全保障政策の推進</b> > 日本に不可欠な産業の維持・強化のための新たな方策の検討 <b>(2) 投資・技術管理/セキュリティ強化</b> > 投資・技術管理の体制強化/技術革新を阻害しない新興技術の規制のあり方の検討 > サイバーセキュリティ強化/情報処理上重要な半導体等の産業基盤強化

#### 新たな成長モデルの創出を支える基盤の整備

大変革を実現するづくり	人口減少時代の地域・中小企業政策	イノベーションを生み出す環境整備
<b>(1) 四次革命を進める人材育成</b> > EdTech導入を通じたSTEAM教育推進 > AI人材・DX人材育成 <b>(2) 明るい社会保障改革の実現</b> > 優れた民間予防・健康サービスの創出 > 70歳までの就業機会確保に向けた環境整備	<b>(1) 個社の成長を徹底支援</b> > 第二創業などによる経営資源の円滑な引継ぎ支援 > 経営者保証依存からの脱却/下請取引適正化策の強化 > デジタル化による生産性向上/海外展開促進 <b>(2) 地域の稼ぐ力強化</b> > 地域へ波及効果の大きい企業支援/キャピタルの導入促進	<b>(1) 研究者の育成・魅力向上</b> > 若手研究者の発掘・育成/研究開発型スタートアップ支援 <b>(2) Society5.0実現の研究開発・社会実装</b> > 社会課題(人手不足等)の解決に資するR&D集中支援 > Society5.0を支える基盤技術(AI等)の開発支援 > 豊かで快適な移動を実現(スマートモビリティ)

#### 日本経済の土台となるエネルギー安全保障の強化

- (1) **エネルギー転換/脱炭素化** > FIT制度の抜本見直し(国民負担抑制と再生エネ最大導入を両立)/水素・CCUS・カーボンリサイクル等の新技術開発
- (2) **「安全・安心」の確保/レジリエンス強化** > 国際情勢を踏まえた内外の資源確保/電源・NW投資を促す制度構築/AI等による電力システム近代化/安全最優先の原発再稼働・技術と人材の維持強化

令和2年度 地域・中小企業・小規模事業者関係の概算要求等のポイント

基本的な課題認識と対応の方向性

- 中小企業・小規模事業者は、「経営者の高齢化」、「人手不足」、「人口減少」という3つの構造変化に直面。これらの構造変化に対応するため、①「事業承継・再編・創業等による新陳代謝の促進」、②「生産性向上・デジタル化・働き方改革」、③「地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大」に重点的に取り組む。
- 近年、非常に大きな災害が継続的に発生している状況を踏まえ、④「災害からの復旧・復興、強靱化」にもより一層取り組んでいく。
- 加えて、長時間労働規制（2020年4月）、同一労働・同一賃金（2021年4月）の中小企業への適用も見据え、⑤「経営の下支え、事業環境の整備」に引き続き粘り強く取り組む。

中小企業対策費	平成30年度	平成31年度	令和2年度（要求）
経産省計上	1,110億円	1,117億円	1,386億円

①事業承継・再編・創業等による新陳代謝の促進 【令和2要求 232億円（31当初 129億円）】 ※灰色網掛け欄の支援措置は、対応する主な措置を例示したもので、

- 第三者承継の促進のため、後継者不在の中小企業における後継者候補の確保・育成を支援するとともに、事業引継ぎ支援センターの体制強化等を実施。
  - ベンチャー型事業承継・第二創業への支援重点化を行うとともに、経営資源引継ぎ型の創業を後押し。
  - 事業承継時に経営者保証を不要とする新たな信用保証メニューを創設し、専門家の支援・確認を受けた場合には、信用保証料を大幅に軽減。
- ④ 親族以外の第三者による事業承継の促進【創設】  
・後継者不在の中小企業において、親族以外の第三者によるM&A等を通じた事業承継を促進するための措置を要望。
  - ⑤ 創業後間もない中小企業の更なる成長の促進【拡充】  
・個人によるベンチャー投資促進税制（エンジェル税制）の対象となるベンチャー企業の要件緩和を要望。
  - ⑥ 事業承継・世代交代集中支援事業【50億円（新規）】  
・事業承継を奨励した事業者の新たな機軸のための設備投資・販路拡大や、後継者不在の中小企業者におけるトライアル雇用等を支援。
  - ⑦ 中小企業信用補完制度関連補助・出資事業【82億円（59億円）】  
・信用補完制度を通じて円滑な資金供給支援や経営改善を必要とする中小企業者に対する経営支援を行う。

②生産性向上・デジタル化・働き方改革 【令和2要求 424億円（31当初 369億円）】

- 昨年度より当初予算化した「ものづくり補助金」において、複数企業がデータ連携する場合の設備投資等の支援を拡大。
  - 小規模事業者の「生産性革命」を実現するため、地方公共団体が地域の実情に応じた販路開拓支援等の小規模企業政策に取り組むことを支援。
  - ITを活用した新たな付加価値を創出するため、中小サービス業等の分野におけるITツールのパッケージ化・汎用化を支援。
  - AI/ロボット/ブロックチェーン等の最新技術の導入による新たなビジネスの創出を後押しするため、中小企業の研究開発・試作品開発・人材投資を支援。
- ⑧ ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業【70億円（50億円）】  
・複数の中小企業・小規模事業者等が、事業者間で一斉に共有・活用することで生産性を高める高度なIT/ICTを支援する。
  - ⑨ 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【20億円（10億円）】  
・地方公共団体が小規模事業者等に対して、経営計画を作成する取組や、その経営計画に基づき販路開拓に取り組む費用や事業継続力強化に資する取組を支援する。
  - ⑩ 共創型サービスIT連携支援事業【20億円（新規）】  
・中小サービス業等の分野で、IT/ICTと中小企業等が共同で既存のITツールの組み合わせを行い、当該ITツールの汎用化による業種内・他地域への展開等を目指す取組を支援する。
  - ⑪ AI人材連携による中小企業課題解決促進事業【15億円（新規）】  
・AI活用意欲のある中小企業と、AIの技術能力をもった人材をマッチングし、協働で課題を解決することにより、中小企業とAI人材の連携を推進し、中小企業の生産性改善を促進する。

③地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大 【令和2要求 297億円（31当初 286億円）】

- 地域経済を牽引する地域中核企業等を重点的に支援し、イノベーションによる新事業展開（地域未来投資）を促進する。
  - 市場ニーズに対応した商品・サービス開発や、「越境EC」や「海外クラウドファンディング」などの新たな販路の活用を支援する。
  - 地域・社会課題について、地域と企業の共生を促進し、ビジネスとして成り立つモデル作りを支援する。
- ⑫ 地域未来投資促進事業【158億円（159億円）】  
・地域でのイノベーション創出に向けた支援体制を強化し、事業化戦略の策定、ものづくりやAI人材を活用したサービスの開発等を支援する。
  - ⑬ JAPANブランド育成支援等事業【21億円（新規）】  
・海外展開等に当たって、中小企業が新商品・サービス開発等の取組に対して支援する。その際、ECやクラウドファンディング、地域商社など海外展開等のノウハウを持つ支援事業者を活用した取組に対し、重点的に支援する。
  - ⑭ 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業【10億円（新規）】  
・地域及び課題を機動的に束ねて解決するモデル作りを支援すること等により、企業の創業・成長を通じて地域と企業の共生を促進する。

④災害からの復旧・復興、強靱化

- 東日本大震災からの復旧・復興について、引き続き支援策を措置。
- 中小企業強靱化法に基づき、防災・減災対策の事前対応の強化を図る「事業継続力強化計画」を策定しようとする中小企業を、専門家派遣等により支援する。

⑬ 中小企業等強靱化対策【独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費交付金内訳】  
・中小企業の計画策定支援に加え、加工団体の経営指導員などを中心に防災・減災対策の指導が可能な人材を育成する。

⑤経営の下支え、事業環境の整備

- よろず支援拠点や商工会等による働き方改革を含む経営相談等を実施。
- 下請メシによる事業者へのヒアリング結果や産業分析等を通じて、中小企業の更なる取引条件の改善を推進。
- 中小企業の経営指導（経営発達支援計画等）、資金繰り支援（政策金融・信用保証、マル経）などに引き続き粘り強く取り組む。





## 中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業 令和2年度概算要求額 85億円 (70.1億円)

(1) 中小企業庁 金融課  
03-3501-2876  
(2) 中小企業庁 財務課  
03-3501-5803

**事業の内容**

**事業目的・概要**

- 各都道府県に置かれた「中小企業再生支援協議会」において、財務上の問題解決のための事業再生に向けた支援及び円滑な債務整理に向けた支援を行います。また、「事業引継ぎ支援センター」において事業引継ぎに向けた支援を行います。

(再生支援等)

事業の収益性はあるが、債務超過等の財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対して、窓口相談や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援を行います。また、事業再生に窮する中小企業者等に対して、個人保証債務の整理に係る弁済計画の策定や債権者調整等の支援を実施します。

(事業引継ぎ支援)

後継者不在の中小企業・小規模事業者の事業引継ぎの促進・円滑化を図るために、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチング支援等をワンストップで行います。また、令和元年度に全国拡大する「後継者人材バンク」を活用し、後継者不在事業者と創業希望者とのマッチング支援を強化します。

**成果目標**

- 平成30年度から令和4年度までの5年間の成果目標として、再生支援等では足下並みの低い二次破綻率（再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率）の実現を目指します。
- 事業引継ぎ支援では、令和4年度までに事業引継ぎ支援センターのマッチング件数が年間2000件になることを目指します。

**条件（対象者、対象行為、補助率等）**

**事業イメージ**

(1) 中小企業再生支援協議会 (44箇所)  
産業復興相談センター (3箇所)

窓口相談 (第一次対応)

課題解決に向けたアドバイス

面談や提出資料の分析を通じて経営上の問題点や、具体的な課題を抽出  
課題を踏まえた適切なアドバイスを実施  
必要に応じ、関係支援機関や支援施策を紹介

再生計画等策定支援 (第二次対応)

事業再生支援  
個別支援チームを構成し、具体的な再生計画の策定を支援  
関係金融機関等との調整

債務整理支援  
具体的な弁済計画の策定を支援  
関係金融機関等との調整  
経営者保証ガイドラインに基づく保証債務等整理

フォローアップ

- 定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを実施

(2) 事業引継ぎ支援センター (48箇所)

窓口相談

課題解決に向けた情報提供等

後継者不在の事業者の事業引継ぎに関する経営上の問題点や、具体的な課題を抽出  
課題の解決に向けて、適切な助言を行うと共に、支援機関や支援施策を紹介

事業引継ぎ支援

仲介支援等

M&Aを行う登録機関（金融機関、仲介業者等）への橋渡し  
士業等・専門家と連携したマッチング支援  
経営資源の引継ぎ支援  
後継者人材バンクを通じた創業希望者とのマッチング支援

フォローアップ

- 定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを実施

## 日本政策金融公庫補給金

令和2年度概算要求額 164.1億円 (164.1億円)

中小企業庁 金融課  
03-3501-2876

**事業の内容**

**事業目的・概要**

- 日本政策金融公庫に対して、基準利率と特別利率の利率差及び金利引下げ分について、財政措置（以下3点）を行うことで、中小企業・小規模事業者の資金需要に的確に応え、同公庫の融資事業の円滑な実施を図ります。

- 一般利差補給金  
(特別利率による融資等における金利引下げ分の補填)
- 中小企業金融円滑化利子補給金  
(担保を徴しない場合の上乗せ金利引下げ分の補填)
- 中小企業経営力強化資金融資事業補給金  
(認定支援機関による指導及び助言を受け、新事業分野の開拓などを行う者に対する融資制度における金利引下げ分に補填（国民生活事業）)

**成果目標**

- 日本政策金融公庫の金利の引下げを行うことにより、創業や新事業の展開、事業承継などの重点政策課題に取り組む中小企業や、社会的・経済的環境の変化等の影響を受けている中小企業などに対し、資金繰りの円滑化等を図ります。

**条件（対象者、対象行為、補助率等）**

- 日本政策金融公庫から中小企業・小規模事業者に対して貸付を実施します。国から同公庫に対して、基準利率から政策的に利率を引下げて適用している貸付の利息収入差額分等金利引下げ分等について、補給金を交付します。

**事業イメージ**

国

補給金

(株)日本政策金融公庫

(1) 特別利率による融資等における金利引下げ分の補填  
(2) 担保を徴しない場合の上乗せ金利引下げ分の補填

(3) 中小企業経営力強化資金制度 (国民生活事業)

認定支援機関

融資

指導及び助言

進捗報告

中小企業・小規模事業者

<特別利率>

- 特別利率①：基準利率 - 0.4%
- 特別利率②：基準利率 - 0.65%
- 特別利率③：基準利率 - 0.9%

基準利率：中小企業事業1.11%、国民生活事業1.91% (令和元年8月現在)

## 事業承継時の経営者保証解除に向けた専門家による支援事業費

(1) 中小企業庁 金融課  
03-3501-2876

令和2年度概算要求額 **15億円(新規)**

**事業の内容**

**事業目的・概要**

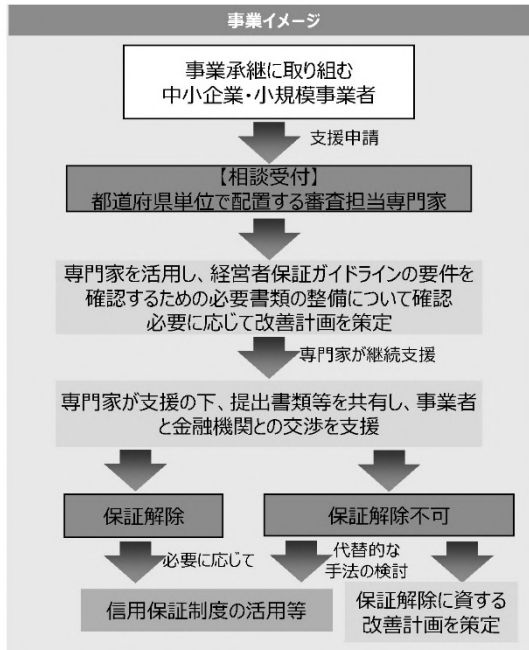
- 中小企業・小規模事業者の事業承継にあたって、後継者が経営者保証を理由に躊躇することなく円滑に事業承継を進める観点から、事業承継時における現経営者、後継者の経営者保証の取扱いについて、専門家に関与する形で、事業者と金融機関の間で、経営者保証の解除に向けた支援を行います。
- 事業承継に取り組む中小企業・小規模事業者が経営者保証の解除を希望する場合、都道府県単位で配置する審査担当の専門家が経営者保証ガイドラインの要件を確認するための必要書類の整備について確認するとともに、必要に応じてガイドラインの要件充足に向けた改善計画の策定・実行をします。更に事業者と金融機関の交渉を支援します。

**成果目標**

- 本事業による経営者保証の解除を希望する中小企業からの相談受付先数が年間12,000先になることを目指します。

**条件(対象者、対象行為、補助率等)**

(1) 国 委託 → 事務処理機関(民間団体等) 支援 → 中小企業・小規模事業者



## 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

令和2年度概算要求額 **53.5億円(47.8億円)**

(1)(3) 中小企業庁経営支援課  
03-3501-1763  
(2) 地域経済産業グループ  
地域企業高度化推進課  
03-3501-0645  
(4) 中小企業庁金融課  
03-3501-2876

**事業の内容**

**事業目的・概要**

- 中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県による支援拠点を設置します。
- 全国各地の有望企業群が取り組むグローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等の経営課題に関するワンストップ相談窓口として、「グローバル・ネットワーク協議会(GNCJ)」を設置します。
- 特に高度・専門的な課題には、それに応じた専門家を派遣します。
- 担保・保証に拠らない融資を一層促進するため、融資の際に一定の要件を満たす場合には経営者の個人保証を求めないことや、個人保証債務の整理時の対応等を定めた「経営者保証に関するガイドライン」の周知・普及を行います。

**成果目標**

- (1, 2) 中小企業・小規模事業者等の経営相談に対し、よろず支援拠点及びGNCJから提案された解決策を実行して成果があった事業者の割合が、それぞれ全体の65%になること(半年度目標)
- (3) 中小企業・小規模事業者等の経営相談に対し解決の対策が立てられた割合が80%になること(半年度目標)
- (4) 個人保証に依存してきた融資慣行を改善し、中小企業の思い切った事業展開や、早期の事業再生、事業清算への着手、円滑な事業承継等を促進すること。

**条件(対象者、対象行為、補助率等)**

(1) 国 委託 → 支援拠点(全国本部) 支援 → 中小企業・小規模事業者

(2) 国 委託 → 民間団体等 支援 → 地域の有望企業群

(3) 国 委託 → 事務処理機関(民間団体等) 謝金 → 専門家 支援等 → 中小企業・小規模事業者等

(4) 国 委託 → 民間企業等 専門家派遣等 → 中小企業・小規模事業者

**事業イメージ**

**(1) よろず支援拠点事業**

- よろず支援拠点では、
  - ① 売上拡大のための解決策の提案(新商品のアイデア、パッケージなどの新デザイン、インターネット販売立ち上げ等)
  - ② 経営改善策を提案し、行動に移すための連携チームの編成・派遣
  - ③ どこに相談すべきかわからない事業者に対する的確な支援機関等の紹介を実施します。
- 各よろず支援拠点に経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産などの専門家を10~20名配置。
- 人手不足やIT活用等、中小企業・小規模事業者の経営課題に対して特に対応が必要な分野の体制強化を図ります。

**(2) グローバル・ネットワーク協議会**

- グローバル・ネットワーク協議会では、地域未来牽引企業、地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者、地域中核企業ローカルイノベーション支援事業の支援対象企業等に対して、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等の経営課題の整理・解決策の提案等を実施します。

**(3) 専門家派遣事業**

- よろず支援拠点・地域プラットフォーム(地域PF)・GNCJが、個々の中小企業・小規模事業者等の経営課題に応じた専門家を原則3回まで(事業承継・IT導入に係る課題の場合及びGNCJの支援対象に限り原則5回まで)無料で派遣します。

※地域PF：商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携。平成25年度から設置。

**(4) 経営者保証ガイドライン周知・普及事業**

- 担保・保証に拠らない融資を一層促進するため、①「経営者保証に関するガイドライン」の内容に関する相談対応、②ガイドラインに基づき、経営者保証を提供せずに資金調達を希望する事業者や、個人保証債務の整理を希望する事業者に対する専門家派遣、③周知・普及のための広報活動、④ガイドライン活用状況の実態調査などを実施します。





## 小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資等)

令和2年度概算要求額 **42.5億円 (42.5億円)**

中小企業庁 小規模企業振興課  
03-3501-2036

事業の内容	事業イメージ
<p><b>事業目的・概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業のうち特に小規模事業者は、経営内容が不安定であること、担保・信用力が乏しいこと等の理由から事業の生命線ともいべき資金確保の面で極めて困難な立場に置かれています。</li> <li>こうした状況を踏まえ、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が2,000万円を上限に無担保・無保証人・低利で融資を行います。</li> <li>また、事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が7,200万円を上限に低利で融資を行います。</li> <li>本予算は、制度の円滑な推進を図るため、国から日本政策金融公庫に対し補給金を交付するものです。</li> </ul> <p><b>成果目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本融資を通じて小規模事業者の経営改善の促進を目指します。</li> </ul> <p><b>条件 (対象者、対象行為、補助率等)</b></p>	<p><b>融資制度のスキーム</b></p> <p><small>※マル経融資については、商工会又は商工会議所において審査会を開き審査を行います。</small></p> <p><b>貸付条件</b></p> <p>&lt;小規模事業者経営改善資金(マル経)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 貸付限度額：2,000万円</li> <li>● 貸付金利：1.21% (平成31年4月1日現在)</li> <li>● 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内</li> <li>● 担保等：無担保・無保証人</li> <li>● 経営指導：原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること</li> </ul> <p>&lt;小規模事業者経営発達支援資金&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 貸付限度額：7,200万円 (ただし、運転資金は4,800万円)</li> <li>● 貸付金利：特別利率①</li> <li>● 貸付期間：設備資金20年以内、運転資金8年以内</li> </ul>

## 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業

令和2年度概算要求額 **20.0億円 (10.1億円)**

中小企業庁 小規模企業振興課  
03-3501-2036

事業の内容	事業イメージ
<p><b>事業目的・概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小規模事業者は、地域における需要に応え、雇用を担うなど、極めて重要な存在です。</li> <li>一方、小規模事業者は、人口減少やグローバル化など、地域経済の構造変化の影響を大きく受けており、既存の顧客・商圏を超えた販路開拓や生産性向上に向けた取組を通じ、「生産性革命」を実現するとともに、足下で喫緊の課題となっている事業承継、働き方改革・人材不足などへの対応を図ることが必要です。</li> <li>そのため、小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を都道府県が支援する際、国がその実行に係る都道府県経費の一部を支援します。</li> <li>また、市町村が商工会・商工会議所等と連携して行う小規模事業者の事業継続力強化に資する取組 (災害リスクの評価、発災時の被害確認体制の整備等) を支援します。</li> </ul> <p><b>成果目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体による小規模事業者持続化補助金等により支援した事業者の売上・利益増加を目指します。また、地域の黒字事業者割合の増加を目指します。</li> </ul> <p><b>条件 (対象者、対象行為、補助率等)</b></p>	<p><b>地方公共団体による小規模事業者持続化補助金等の支援</b></p> <p>ビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、地方公共団体が、小規模事業者の経営計画作成や販路開拓等を支援する場合に、国がその支援施策の実行に係る経費の一部を補助します。</p> <p><b>地方公共団体による小規模事業者支援のイメージ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小規模事業者が商工会等から助言を受けながら経営計画を作成し、経営計画に基づいた販路開拓の取組を行う支援施策を実施</li> <li>● 経営・マーケティングの専門家を小規模事業者等に派遣し、経営計画の実効性・生産性等の向上支援施策を実施</li> <li>● 地域の小規模事業者のマーケティング能力を高めるため、展示会等への出展に至るまでのプロセスを一気通貫で学べる研修を実施</li> <li>● 小規模事業者が、災害リスク等も含め、外的変化に強い経営構造・ビジネスモデルを描けるように、BCPの作成支援等を実施</li> </ul>

## JAPANブランド育成支援等事業

令和2年度概算要求額 **21.0億円(新規)**

中小企業庁 創業・新事業促進課  
03-3501-1767

事業の内容	事業イメージ						
<p><b>事業目的・概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少等により内需が弱中、中小企業が海外需要を獲得し付加価値を高めていくことがより重要となっています。海外展開等を進める上では、市場ニーズに合致した商品・サービスを開発し、磨き上げた上で販路開拓に繋げていくことが不可欠です。</li> <li>このため、本事業では、中小企業者等が行う、市場ニーズに対応した新商品・サービス開発やブランディング等の取組に対して補助を行います。</li> <li>その際、ECやクラウドファンディング、地域商社による輸出支援など、販路開拓の手法が多様化しつつあることを踏まえ、新たな販路開拓のノウハウを持つ支援事業者と連携した取組を重点的に支援します。</li> <li>また、中小企業単独では海外ニーズ情報を広く収集することは困難なことから、海外バイヤー等のニーズを集約・翻訳し、国内事業者へ提供・あっせんするマッチングスキームを新たに構築します。</li> </ul> <p><b>成果目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援実施後の中小企業等の商品・サービスの市場取引達成率80%を目指します。</li> </ul> <p><b>条件(対象者、対象行為、補助率等)</b></p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 国</td> <td>補助(2/3)</td> <td>中小企業者、民間支援事業者等</td> </tr> <tr> <td>(2) 国</td> <td>補助(定額)</td> <td>(独)日本貿易振興機構</td> </tr> </table>	(1) 国	補助(2/3)	中小企業者、民間支援事業者等	(2) 国	補助(定額)	(独)日本貿易振興機構	<p><b>(1) JAPANブランド育成支援等事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外展開や全国展開、インバウンド需要の獲得のために、中小企業者等が行う新商品・サービス開発やブランディング等の取組に対して補助を行います。</li> <li>その際、ECやクラウドファンディング、地域商社など海外展開に関するノウハウ・ネットワークを持つ支援事業者等と連携した取組に対して重点的に支援を行います。</li> <li>また、民間支援事業者や地域の支援機関等による、複数の中小企業者を対象とした海外展開や全国展開、インバウンド対応への支援に対する補助を行います。</li> </ul> <p>①現地進出型 補助上限額：4,000万円 補助率：2/3 ②海外・全国展開型 補助上限額：500万円 補助率：2/3 ③支援事業型 補助上限額：2,000万円 補助率2/3</p> <p><b>(2) 海外ニーズ発掘型マッチング事業</b></p> <p>海外現地のバイヤー、商社等からニーズやトレンド情報を収集し、これらを国内企業に情報提供した上で、当該ニーズ等に合致する商品やサービスを提供する意向のある企業に関する情報を現地へ提供、マッチングを実施する仕組みを新たに構築します。</p>
(1) 国	補助(2/3)	中小企業者、民間支援事業者等					
(2) 国	補助(定額)	(独)日本貿易振興機構					

## ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業費

令和2年度概算要求額 **69.9億円(50.0億円)**

中小企業庁 技術・経営革新課  
03-3501-1816  
地域経済産業グループ  
地域企業高度化推進課  
03-3501-0645

事業の内容	事業イメージ								
<p><b>事業目的・概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「コネクテッド・インダストリーズ」の取組を日本経済の足腰を支える中小企業・小規模事業者にも広く普及させるべく、事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援します。</li> <li>また、地域経済を牽引する事業がもたらす地域経済への波及効果をより高めるため、地域経済牽引事業計画の承認を受け、連携して事業を行う中小企業・小規模事業者等による設備投資等を支援します。</li> <li>加えて、幹事企業や地方公共団体が主導し、中小企業・小規模事業者等を束ねて面的に生産性向上を推進する取組を支援します。</li> </ul> <p><b>成果目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業終了後5年以内に事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。</li> </ul> <p><b>条件(対象者、対象行為、補助率等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。</li> <li>「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。</li> </ul>	<p><b>1. 企業間連携型(補助上限額：3,000万円/春、補助率1/2)</b></p> <p>複数の中小企業・小規模事業者等が、連携して行う以下のプロジェクトを最大2年間支援します。</p> <p>①事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクト ②地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けて連携して新しい事業を行い、地域経済への波及効果をもたらすプロジェクト</p> <p>※ 連携体は10者まで。さらに200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可能</p> <table border="1"> <tr> <td>【2社連携の場合】A社</td> <td>3000万円</td> <td>+</td> <td>200万円×2=400万円</td> </tr> <tr> <td>B社</td> <td>3000万円</td> <td></td> <td>(連携体内で配分可能)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>スマートものづくり応援隊、ITコーディネータ、技術士、ロボットシステムインテグレータ等、事業の遂行に必要な専門家を活用する場合は、補助上限額を30万円アップ(類型1～3共通)</li> <li>先端設備等導入計画の認定又は労働生産性年率3%以上向上を含む経営革新計画の承認を受けた者は補助率2/3</li> </ul> <p><b>2. サプライチェーン効率化型(補助上限額：1,000万円×連携者数、補助率1/2)</b></p> <p>幹事企業・団体等が主導し、中小企業・小規模事業者等がデータ共有やAI・IoT活用等を通じてサプライチェーン全体を効率化する取組を支援します。</p> <p>※ 連携体は20者まで。幹事企業が代表して申請。連携体内の補助金配分は自由だが、その2/3以上が中小企業・小規模事業者へ支払われることが必要。</p> <p><b>3. 地方公共団体連携型(補助率1/2)</b></p> <p>中小企業・小規模事業者等が革新的サービスや試作品の開発等を通じて生産性を高める新規事業創出の費用を地方公共団体(都道府県や政令指定都市等)が支援する場合に、国がその取組を補助します。</p>	【2社連携の場合】A社	3000万円	+	200万円×2=400万円	B社	3000万円		(連携体内で配分可能)
【2社連携の場合】A社	3000万円	+	200万円×2=400万円						
B社	3000万円		(連携体内で配分可能)						



## ●2020年度税制改正に関する経済産業省要望概要

### 令和2年度税制改正に関する経済産業省要望のポイント

#### 1. 新たな付加価値の創出・獲得に向けたオープン・イノベーションの促進

##### (1) 連結納税制度の見直し

- ・ 企業間連携を促し、機動的な事業再編の円滑化・効率的なグループ経営を後押しするため、連結グループへの加入時の時価評価課税や繰越欠損金切り捨ての対象を縮小するなど、連結納税制度を見直す。その際、研究開発税制や外国税額控除等、連結グループ一体となって活用されるべき税制措置の取扱や、連結グループ全体で活用できる親会社の繰越欠損金の取扱を堅持する。

##### (2) ベンチャー投資を通じたオープン・イノベーションの促進

- ・ 第4次産業革命に伴う急激な事業環境変化に対応し、新たな付加価値の創出・獲得に向けオープン・イノベーションを促進するため、企業の有する人材・技術・資本などのリソースを、企業間で相互に活用することの重要性を踏まえ、一定の要件を満たしたベンチャー投資に対する措置を講ずる。

##### (3) 株式を対価としたM&Aの円滑化

- ・ 迅速かつ大胆な事業再編を円滑化するため、株式を対価としたM&Aにおける被買収会社株主の株式譲渡益について課税繰延の措置を講ずる。

#### 2. 新陳代謝等を通じた中小企業の生産性向上の促進

##### (1) 親族以外の第三者による事業承継の促進

- ・ 昨年の法人版事業承継税制の抜本拡充、今年の個人版事業承継税制の創設に続く第3弾の措置として、後継者不在の中小企業について、株式・事業の譲渡やM&Aを通じた親族以外の第三者への事業承継を促進するための措置を講ずる。

##### (2) 創業後間もない中小企業の更なる成長の促進

- ・ クラウドファンディング等の新たな資金調達手法の普及に対応しつつ、創業後間もない中小企業の更なる成長を支援するため、個人によるベンチャー投資促進税制（エンジェル税制）の対象となるベンチャー企業の要件を緩和するなどの措置を講ずる。

##### (3) 少額資産の特例措置及び交際費課税の特例措置の延長

- ・ 中小企業による30万円未満の少額設備投資等の即時償却を可能とする特例措置及び中小企業の交際費を800万円まで全額損金算入可能とする特例措置を延長する。

#### 3. 自由化の下でのエネルギー安定供給の確保

##### (1) 電力・ガス事業の収入金課税の見直し

- ・ 昨年の与党税制改正大綱を踏まえ、小売全面自由化が行われ、2020年に法的分離する電気供給業及びガス供給業について、一般の事業との課税の公平性を確保するため、法人事業税の課税方式（収入金ベース）を他の事業と同様の課税方式（所得ベース）に変更する。

##### (2) 先進的な省エネ・再エネ投資の促進

- ・ 更なる省エネ投資、再エネの主力電源化を促進するため、大規模な省エネ投資や先進的な再エネ設備導入支援（特別償却・税額控除等）を延長・拡充する。

##### (3) 資源・燃料を巡る国際競争の激化に対応する取組の推進

- ・ エネルギー・鉱物資源の自主開発を促進しつつ、資源・燃料を巡る国際競争の激化に対応すべく、海外資源投資を行う際の事業リスクを軽減する海外投資等損失準備金制度や、石油精製時に不可避に発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置等を延長する。

#### 4. グローバル化・デジタル化に対応した事業環境の整備

##### (1) 日本企業の状況を踏まえた国際的な課税の見直し

- ・ 経済のデジタル化や多国籍企業の課税逃れに効果的に対応するための課税ルールの見直しに当たっては、OECD等における国際的な議論の動向や日本企業の海外展開の実態を踏まえつつ、日本企業への過度な負担を回避し、海外企業とのイコールフットINGを確保するなど、適切なものとなるようにする。

##### (2) 経済のデジタル化等に伴う税務手続の合理化

- ・ 経済のデジタル化等も踏まえ、申告・納税等に係る税務手続の更なる合理化を図る。また、「働き方改革」を踏まえた企業の事務負担の軽減等のため、消費税の申告期限を1ヶ月延長する特例を創設する。

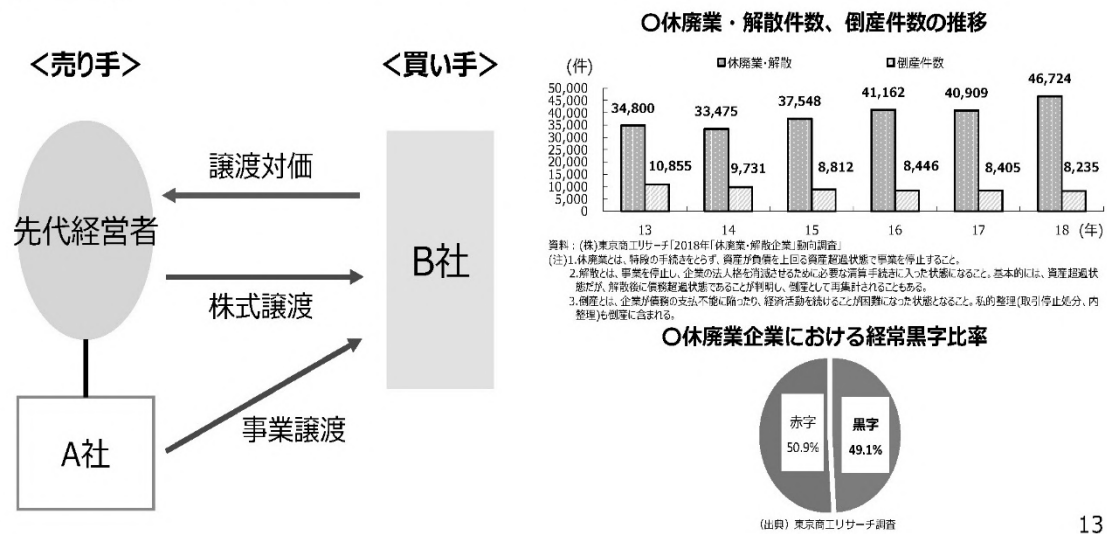
### 第三者への事業承継の促進に資する税制措置の創設

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

新設

- 近年、後継者が不在であること等を背景に、黒字企業を含めた企業の休廃業・解散件数が増加傾向にあり、現状を放置すれば価値のある企業や技術、ノウハウ等が失われる可能性がある。
- 後継者不在の中小企業の事業承継を後押しすべく、株式・事業の譲渡やM&Aを通じた親族以外の第三者による事業承継を促進するための税制措置を講ずる。

要望内容 株式・事業の譲渡やM&Aを通じた親族以外の第三者への事業承継を促進するための税制措置を創設すること



13

### 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

延長

- 従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却(全額損金算入)することが可能となる税制措置。
- 引き続き、中小企業者等における①償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、②少額減価償却資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図るため、本税制措置の延長が必要。

現行制度 【適用期限：令和元年度末まで】

	取得価額	償却方法	
中小企業者等のみ	30万円未満	全額損金算入(即時償却)	合計300万円まで
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却(注)(残存価額なし)	
	10万円未満	全額損金算入(即時償却)	

本則

(注) 10万円以上20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

要望内容

○適用期限を2年間延長する。(令和3年度末まで)

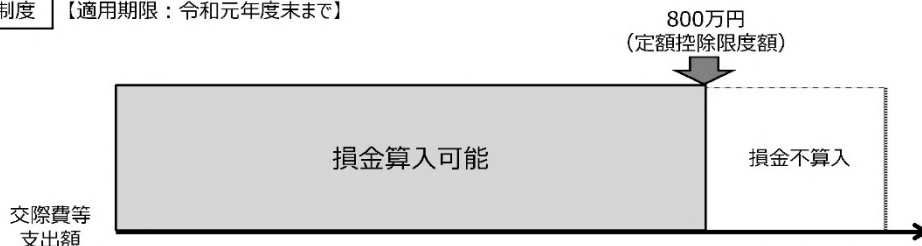


**中小法人の交際費課税の特例** (法人税・法人住民税・事業税)

延長

- 法人が支出した交際費等は原則として損金に算入できないこととされているが、特例として、中小法人については定額控除限度額（800万円）までの交際費等を全額損金算入することが可能となっている。
- 販売促進手段に限られる中小法人にとって、交際費等は事業活動に不可欠な経費であり、定額控除限度額（800万円）までの全額損金算入を可能とする本税制措置の延長が必要。

現行制度 【適用期限：令和元年度末まで】



「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。  
得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

【参考】平成26年度税制改正で、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金に算入することができる措置を創設（大法人も適用可能）。  
中小法人については、定額控除限度額（800万円）までの損金算入との選択適用が可能となった。  
（平成25年度税制改正で、定額控除限度額の引上げ（600→800万円）、損金算入割合の拡充（90→100%）が行われた。）

要望内容

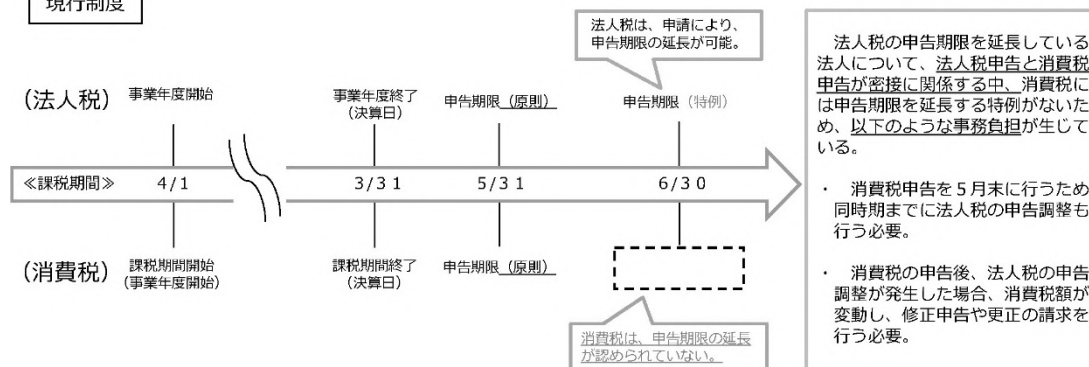
- 適用期限を2年間延長する。（令和3年度末まで）

**消費税の申告期限の延長の特例の創設** (消費税・地方消費税)

新設

- 本年4月以降、働き方改革関連法が順次施行されることに伴い、大企業においては本年から、中小企業においては来年以降、時間外労働の上限規制の導入等の措置がなされること。
- 企業においては、非効率な業務プロセスの見直し等を行い、一層従業員の生産性を向上させる等の取組が求められること、企業の事務負担の軽減に資するよう、以下の通り消費税の申告期限の延長の特例を創設する。

現行制度



要望内容

以上を踏まえ、働き方改革に資するよう、申告に係る事務負担を削減するため、申請により消費税の申告期限を1か月延長する特例を創設する。

## 制度整備・改善

### ● 時価の算定に関する会計基準の見直し (法人税、法人住民税、事業税)

時価の算定に関する新たな会計基準について、本会計基準の見直しが課税面に与える影響を検証し、所要の措置を講ずる。

### ● 会社法制の見直しに伴う所要の措置 (所得税、法人税、相続税、個人住民税、法人住民税、事業税)

「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱」(平成31年2月 法制審議会決定)に基づく会社法改正を踏まえ、所要の措置を講ずる。

### ● 非FIT電源に由来する非化石証書の取引における税制上の所要の整備 (事業税)

非FIT非化石証書の取引拡大を円滑に進め、エネルギー供給構造高度化法の法目的に沿って非化石エネルギー源の利用を促進する観点から、所要の税制上の措置を講ずる。

### ● 事業所税のあり方の検討 (事業所税)

事業所税は、人口30万人以上の市において課税されており、法人事業税の外形標準課税と課税標準が重複しているなど、過剰な負担となっていることから、そのあり方を抜本的に見直す。

### ● 自動車関係諸税の課税のあり方の検討 (自動車重量税、自動車税、軽自動車税)

平成31年度与党税制改正大綱では、「税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、今般の措置をもって最終的な結論とする」とされたところ。自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

### ● 償却資産課税の見直し (固定資産税)

国際的に稀で、設備投資コストの上乗せとなる償却資産に係る固定資産税について、事業者の固定資産税の負担状況等を踏まえ、必要に応じて制度のあり方を見直す。

### ● 地方法人課税の見直し (法人住民税、事業税)

地方法人課税について、国・地方の法人税の改革において、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方とその中での法人課税の位置づけを再検討することが必要とされたことを踏まえ、そのあり方を見直すことが必要。

### ● 小規模企業等に係る税制のあり方の検討 (所得税、個人住民税)

個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

### ● 中小企業の賃上げに向けた環境整備に係る税制の在り方の検討

賃上げとそれに伴う消費の拡大の実現に向け、生産性を向上させ、企業が賃上げを実施する環境整備を行う。その際、必要な税制の在り方について既存制度・運用の見直しを含め、検討する。

### ● 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充 (所得税、法人税、法人住民税)

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の改正により「試験研究機関等」の対象範囲が見直されることを踏まえた所要の措置を講ずる。

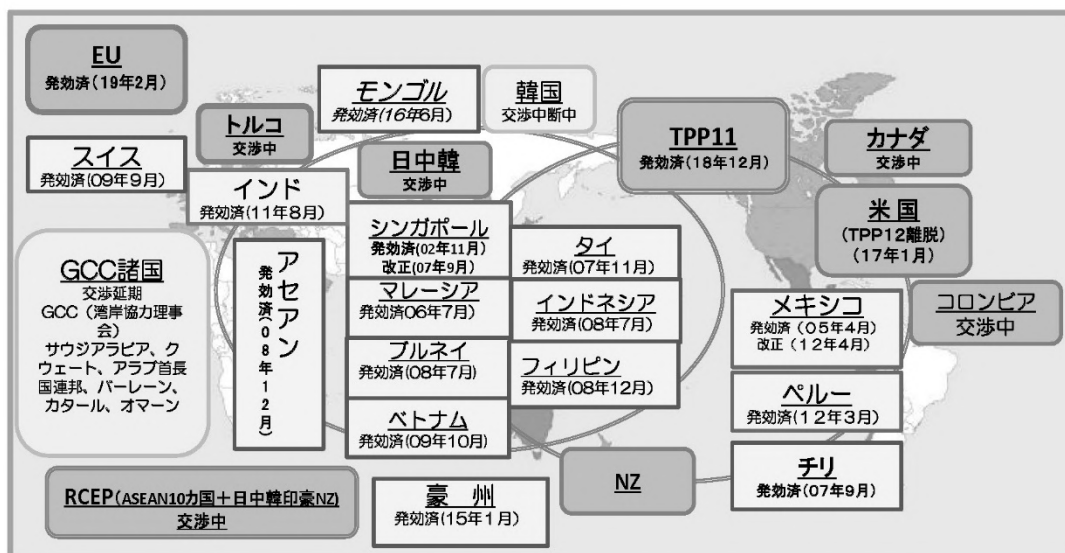


## EPA(経済連携協定)・TPP(環太平洋パートナーシップ協定)の動向

### ●我が国のEPAへの取組状況

## 我が国のEPA取組状況

- 発効済(14カ国3地域)： EU、TPP11、シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル
- 交渉中(3カ国、2地域)： RCEP、日中韓、カナダ、コロンビア、トルコ
- その他(1カ国1地域)： 韓国(交渉中断中)、GCC(湾岸協力)



TPP11参加国：カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、日本、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、米国(TPP12離脱：2017年1月)



## EPA(経済連携協定)の現状(発効済・署名済)

○これまで20か国と18の経済連携協定(EPA)が発効済・署名済。

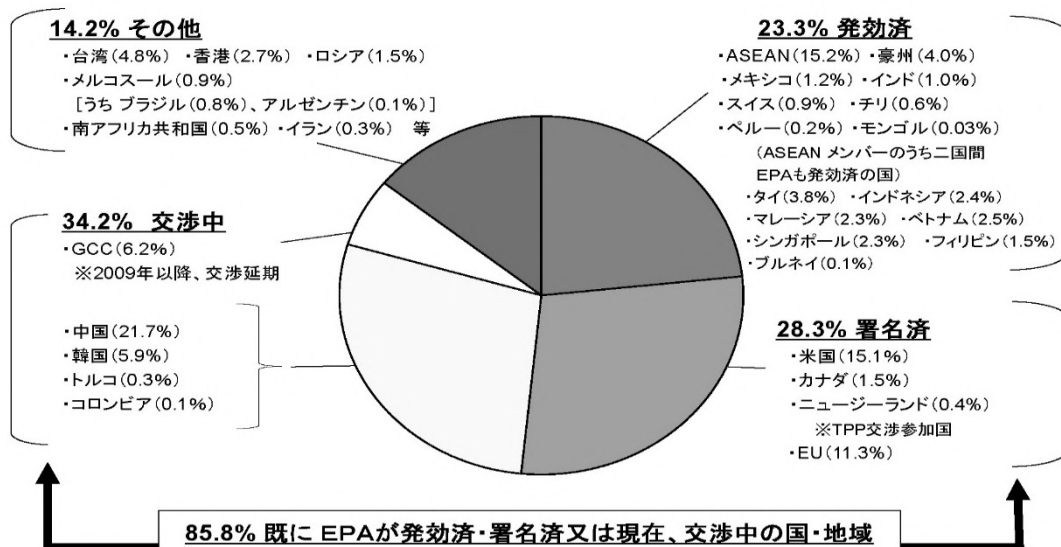
◆:交渉 ☆:署名 ★:発効 △:改正議定書署名 ▲:改正議定書発効

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
シンガポール	◆(1月)	◆(11月)				△(3月)											
メキシコ		◆(11月~)	◆(9月)	◆(4月)								△(9月)	▲(4月)				
マレーシア			◆(1月~)		◆(12月)	◆(7月)											
チリ				◆(2月~)		◆(13月)	◆(9月)										
タイ			◆(2月~)			◆(4月)	◆(11月)										
インドネシア					◆(7月~)	◆(9月)	◆(7月)										
ブルネイ					◆(6月~)	◆(6月)	◆(7月)										
ASEAN全体 (AJCEP)(注)			◆(6月~)			◆(4月)	◆(12月)			◆(10月~)							
フィリピン			◆(2月~)		◆(9月)		◆(12月)										
スイス						◆(5月~)	◆(2月)	◆(9月)									
ベトナム						◆(1月~)	◆(12月)	◆(10月)									
インド						◆(1月~)			◆(2月)	◆(16日)							
ペルー							◆(5月~)		◆(5月)	◆(3月)							
豪州						◆(4月~)				◆(7月)	◆(1月)						
モンゴル										◆(6月~)	◆(2月)	◆(6月)					
TPP12												◆(7月~)	◆(2月)				
TPP11																◆(5月~)	◆(3月)
EU																	◆(4月~)

(注) ASEAN全体とのEPAは、物品貿易等については、2008年12月に日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマー、2009年1月にブルネイ、同2月にマレーシア、同6月にタイ、同12月にカンボジア、2010年7月にフィリピン、2018年3月にインドネシアとの間で発効し、全ての参加国間で発効済。また2010年10月より、サービス章・投資章について交渉開始し、2013年12月にルール部分において実質合意。残された技術的論点の調整や、サービス分野の市場アクセスについて現在交渉中。

## 日本の貿易総額に占める国・地域別割合(2018年7月時点)

(2017年貿易総額ベース)



【参考】主要国のFTA比率(注)

日本:51.6%、米国:47.2%、EU:32.8%、韓国:68.2%、中国:38.7%

(注) 発効済・署名済FTA相手国との貿易額が貿易総額に占める割合

(出典) 日本は財務省貿易統計(2017年確報値)(2018年3月)。米国、EU、韓国、中国はIMF Direction of Trade Statistics(2017年4月)。





## 日本と各国とのEPA交渉

### ●日・EU経済連携協定について

図表5 自己証明方式の比較

	豪州EPA	TPP CPTPP	EU・EPA
証明者	輸入者、輸出者、生産者		
様式	不問(日豪:税関提示サンプルあり)		規定
記載事項	①証明者:名前、住所(国名)、輸入者、輸出者、生産者のいずれか ②産品の名称、HSコード(6桁)、インボイス番号(1次利用) ③利用した原産地基準 ④(数次利用の原産地証明書)有効期間(最長12カ月) ⑤署名及び日付、宣誓文		
使用言語	英語		(日本語可)
有効期間	1年(起算日:原産地申告書作成日)		
根拠資料添付	輸入国の規定による(原産地申告書+根拠資料)		
保管期間	5年		4年(輸入者:3年) *電子媒体での保管可
検証	①文書照会 ②立入検査		①文書照会 (無作為抽出含む) ②立入検査

日本関税協会「貿易と関税」2019年4月号

#### ○日EU協定の自己申告原産地証明書について問合せ先

各税関原産地調査官

名古屋税関

電話番号:052-654-4205

メールアドレス: nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp

大阪税関

電話番号:06-6576-3196

神戸税関

電話番号:078-333-3097

メールアドレス: kobe-gensan@customs.go.jp

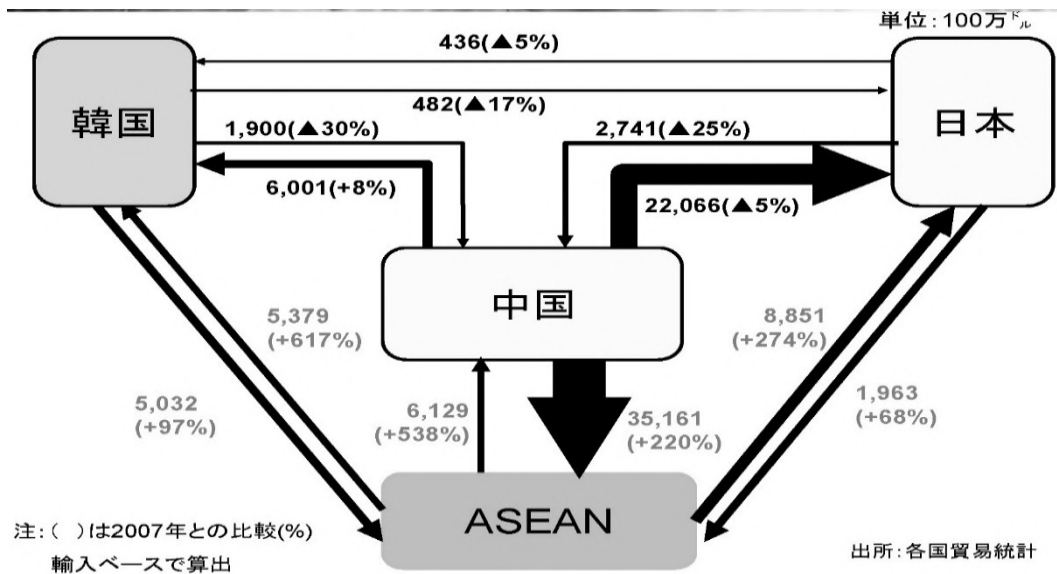
#### ○原産地証明書(税関EPAマニュアル)

P.51-54 (P.51の下方に原産地証明書サンプル)

<http://www.customs.go.jp/roo/origin/epa.pdf#search=%27%E6%97%A5EU%EPA%E5%8E%9F%E7%94%A3%E5%9C%B0%E8%A8%BC%E6%98%8E%E6%9B%B8%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%27>

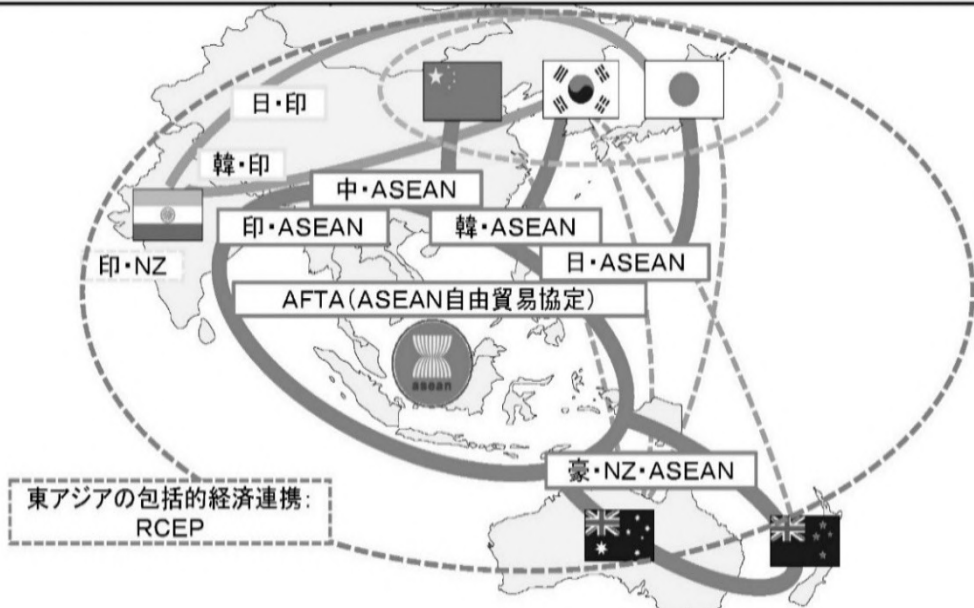
●日中韓経済連携協定について

FTA発効を踏まえたアジア貿易自由化への影響



東アジアの繊維貿易フロー (2017年)

・東アジアにおけるFTAネットワークは、2010年までにASEANを軸にほぼ完成  
 ・今後、ますますASEANを基軸としたサプライチェーンの拡大が加速すると考えられ、それと共に重要な生産、開発拠点もASEANに移動する可能性あり





## ●日・RCEP経済連携協定について

8月2日と3日、中国において、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)の中間閣僚会合が開催された。日本からは世耕経済産業大臣が出席、年内妥結に向けた議論が行われた。

### RCEPの意義

1. RCEPが実現すれば、人口約34億人(世界全体の約半分)、GDP約20兆ドル(世界全体の約3割)、貿易総額約10兆ドル(世界全体の約3割)を占める広域経済圏が出現。
2. 世界の成長センターであるアジア太平洋地域経済との連携強化は、我が国が経済成長を維持・増進していくために不可欠。
3. 我が国の貿易総額に占めるFTA締結相手国との貿易の割合(FTA比率)が27%、(中国21.2%、韓国5.6%)増加し、日本再興戦略の目標達成(2018年までにFTA比率70%)に寄与。
4. 物品貿易(関税撤廃・削減等)に加え、サービス貿易、投資、知的財産等が含まれるため、これらの分野での我が国企業の活動を支援、地域におけるルール作りに貢献。
5. 広域のFTAが実現することにより、参加国間における貿易・投資が更に促進されるとともに、地域における効率的なサプライチェーンの形成等に寄与。

## ●日・トルコ経済連携協定について

8月6日から9日まで、トルコのアンカラで日トルコ経済連携協定(EPA)交渉の第16回会合が開催された。

外務省 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_turkey/index.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_turkey/index.html)

## ●日・コロンビア経済連携協定について

外務省 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_colombia/index.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_colombia/index.html)

## ●日・カナダ経済連携協定について

外務省 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_canada/index.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_canada/index.html)

## ●米中貿易摩擦について

8月13日、米国通商代表部(USTR)は、中国からの輸入のほぼすべての物品に制裁関税を課す「第4弾」について、HS2桁50類から60類の繊維原料と繊維製品を含む3,243品目に9月1日より10%の追加関税を課すとしているが、一部の製品は健康、安全、国家安全保障およびその他の要因に基づいて関税リストから削除されている。このグループの製品は、例えば、携帯電話、ノートパソコン、ビデオゲームコンソール、特定のおもちゃ、コンピュータモニター、および靴や衣料品の555品目の特定の項目が含まれる。これらの品目への課税は12月に先送りすると

している。(今までの経過は本誌7月号に記載)

※トランプ大統領は8月23日、中国の報復関税課税に対抗してこの10%を更に5%引き上げ、15%の関税を課すと発表した。URTRは追加課税の可能性調査後、詳細を連邦官報で発表するとしている。

○9月1日から課税される品目リスト

[https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/List\\_4A\\_%28Effective\\_September\\_1%2C\\_2019%29.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/List_4A_%28Effective_September_1%2C_2019%29.pdf)

(米国通商代表部(USTR) プレスリリース)

## ●特許公開情報

2019年8月に公開された織物の製造方法に関する、特許公開情報です。

特許電子図書館 HP: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

検索範囲: 4L048, D03D1/00~D03D27/00

[特許公開情報]

(2019年8月公開分)

< 8月分 >

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特開 2019-127661	ユニチカトレーディング株式会社	マルチフィラメント糸、その織編物、及びその織編物を含む靴材
2	特開 2019-127672	帝人フロンティア株式会社	多層構造織編物および繊維製品
3	特開 2019-127679	東レ株式会社	可染性ポリオレフィン芯鞘型複合繊維およびそれからなる繊維構造体
4	特開 2019-131535	國立台湾海洋大學 (台湾)	毛髪成長を促進する被覆材
5	特開 2019-131900	林燃糸株式会社	カバーリングヤーン、撚り糸及びこれを用いた繊維構造体
6	特開 2019-131901	日本フェルト株式会社	製紙用経緯2層織物
7	特開 2019-131904	東レ株式会社	結束紡績糸ならびにその製造方法およびそれを含む織編物
8	特開 2019-131905	株式会社アーテック	鉢巻
9	特開 2019-131930	株式会社龍村美術織物	内装用モケット
10	特開 2019-131941	東レ株式会社	捲縮糸
11	特開 2019-131944	合名会社安田商店	内装織物
12	特開 2019-131948	株式会社村田製作所	布



13	特開 2019-135338	日本電気硝子株式会社	メッシュ及びコンクリート剥落防止材
14	特開 2019-137942	グンゼ株式会社 株式会社近藤紡績所	綿繊維含有の紡績糸を素材とする生地
15	特開 2019-137954	日本フィルコン株式会社	工業用二層織物
16	特開 2019-138134	YKK AP株式会社	スクリーン及びスクリーン装置
17	特開 2019-138135	YKK AP株式会社	スクリーン及びスクリーン装置
18	特開 2019-140060	株式会社オートネットワーク技術研究所 住友電装株式会社 住友電気工業株式会社	ワイヤーハーネス及びワイヤーハーネス用外装材
19	特開 2019-140061	株式会社オートネットワーク技術研究所 住友電装株式会社 住友電気工業株式会社	ワイヤーハーネス及びワイヤーハーネス用外装材
20	特開 2019-142384	本田技研工業株式会社	燃料タンク
21	特開 2019-143253	東レ・デュポン株式会社	ダブルカバリング糸およびそれを用いた布帛
22	特開 2019-143255	トヨタ紡織株式会社 大喜株式会社	織物及びこれを用いた表皮材の製造方法
23	特開 2019-143257	日本エステル株式会社 ユニチカトレーディング株式会社	芯鞘型ポリエステル複合繊維、芯鞘型ポリエステル複合繊維の仮撚糸、織編物、および芯鞘型ポリエステル複合繊維の製造方法
24	特開 2019-143258	日本エステル株式会社 ユニチカトレーディング株式会社	芯鞘型ポリエステル複合繊維、芯鞘型ポリエステル複合繊維の仮撚糸、織編物、および芯鞘型ポリエステル複合繊維の製造方法
25	特開 2019-143266	三和合織株式会社	多彩色絵柄パイル布帛と織物地
26	特開 2019-143272	元祥金属工業股▲ふん▼有限公司(台湾)	銅合金糸を含む複合繊維を用いた抗菌性布帛
27	特開 2019-143274	ダイワボウホールディングス株式会社 ダイワボウノイ株式会社	布帛及びそれを用いた衣類
28	特開 2019-143283	東レ株式会社	布帛体
29	特開 2019-144383	キヤノン株式会社	画像形成装置及び感光体ユニット
30	特許 6310626	東洋紡S T C株式会社	耐擦過摩耗性及び耐スナッグ性に優れた伸縮性織物

31	特許 6376630	株式会社弘伸	人形用衣装及びその製造方法
32	特許 6377866	新興細巾織物株式会社	伸縮自在織物構造体
33	特許 6382462	株式会社ベネック 山一株式会社	布類

**8月の行事**

8月 8日…………… 第129回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)

**9月以降の行事**

9月26日…………… 広幅先染専門委員会(播州産地)

9月26日…………… 第130回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)

10月18日…………… 綿スフ工連／綿工連／同交会監事会(東京)

10月31日…………… 正副理事長会議(大阪)

11月 8日…………… 近畿以西事務局会議(広島産地)

11月22日…………… 第9回日中韓繊維産業協力会議(韓国・釜山)

11月30日…………… 綿工連綿’s倶楽部委員会(名古屋)

“ジャパン・コットン・マーク”は  
優れた国産綿素材製品の証明です

**JAPAN  
COTTON**



**Pure Cotton**  
ピュア・コットン・マーク

**JAPAN  
COTTON**



**Cotton Blend**  
コットン・ブレンド・マーク

国産綿素材の優れた品質をアピールして需要振興を  
図るため、国内で製造した綿素材の織物を使用した  
繊維製品に対してジャパン・コットン・マークの表示を  
推進しております。